2026 年 9 月 17 日

こども家庭庁 成育局
母子保健課 課長 田中彰子 様

5 歳児健診における場面緘黙の早期発見に関する要望書

場面緘黙関連団体連合会　会長 金原洋治

場面緘黙は発達障害者支援法の対象になっていますが、十分に知られていません。家庭などでは話すことができるが、学校・園などではほとんど、あるいは全く発話できなくなる障害です。従来、問題行動もなく、大人になると話すことができると考えられていたため、大きな問題と捉えられてきませんでした。しかし、小学生の約 0.2%に場面緘黙が見られることや成人になっても様々な困難を抱えることが分かってきて、その早期発見の必要性が認識されるようになっております。

発達障害者支援法の改正などにおいて、こども家庭庁の担当部局の皆様に大変お世話になり有り難うございます。お陰様で、発達障害者支援法の対象として明確化される方向になっております。

こども家庭庁「5 歳児健康診査マニュアル（改訂版）」p5 では、発達の評価により指摘されうる疾患として場面緘黙を明記して頂いています。しかし、残念ながら現行の問診票（p13）および診察プロセス(p24)には、場面緘黙の診断に不可欠な「園での発話状況」など状況差を確認する項目が存在しません。

場面緘黙の状態は家庭以外で発現するため、保護者が気づきにくいという特徴があります。感度が高い質問項目とその注意深い聞き取りがありませんと、自治体の健診運用において場面緘黙が見逃され、早期発見と就学前支援の機会が損なわれる懸念があります。

以下の 2 点は、既存の健診体制の範囲で実施可能であり、場面緘黙の早期発見と就学前支援の充実に寄与するものです。具体的には、下記の事項について改善をご検討くださいますよう要望いたします。

【要望事項】

1．問診票の項目とその解釈を追加すること

マニュアル p13 の問診票には、場面による発話状況の違いを直接確認する項目や不安の高さに関する項目がありません。これらは、場面緘黙の核心症状であり、状況差（家庭では話せるが園では話せない）を保護者の問診段階から把握するために必須だと考えております。 そのため、状況差を確認できる最小限の項目とその解釈として、以下の追加を要望します。

■ 問診票への追加項目

・園などで先生や友達と日常的に話せていますか（はい／いいえ）

項目の説明：「園などで」で（未就園児にも対応）場面による発話の差を、「先生や友達と」で家族以外の相手と話せるか、「日常的」でその定常性を問い、「話せていますか」と肯定的な聞き方をしています。「話せない」状況は他児にも多様にあるため、肯定的な質問にしました。

・知らない人や場所に慣れるのに時間がかかりますか（いいえ／はい）

項目の説明：状況不安に関する項目です。

■ 「その解釈」への加筆

「園などで誰とどの程度話せるか」「不安が高いか」を保護者に尋ね、家庭との違いが大きい場合は場面緘黙の可能性を考慮します。

2．医師等の診察場面に確認項目を追加すること

診察の「（6）情緒・行動について（p24）」において、 診察場面で「保護者から離れない」「質問に答えられない」などの所見がある場合、一時的な不安による沈黙と、場面緘黙の症状を区別する必要があります。この区別のために、診察の記載を以下のように修正し、専門相談につなげることを要望します。

「診察で保護者にくっついて離れなかったり、不安が強くて質問に答えられない場合や、保護者の聴き取りにおいて園などでほとんど話せていない場合にチェックします。」

家庭では話している場面緘黙児を保護者からの問診で発見するには、ある程度の感度が高い質問項目とその注意深い聞き取りが重要になります。早期発見と支援の充実につながるよう，何卒ご検討くださいますようお願い申し上げます。

場面緘黙関連団体連合会　所属 18 団体名

場面緘黙 親の会ひろしま あゆみの会
沖縄本島場面緘黙親の会
かんもくあまみ
かんもくグループ北海道
かんもく 富山
かんもくネット
かんもくの声
かんもん かんもく 親をつなぐ会
かんもく自助グループ「言の葉の会」
さくらんぼの会
静岡 場面かんもくの会
つぼみの会（場面緘黙親の会 関東）
日本場面緘黙研究会
場面緘黙親の会
場面緘黙研究者の会
場面緘黙の会宮城「みかづきの会」
宮古島 緘黙っ子の親の会
りんごの会～場面かんもく親の会

(以上)